

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県黒川郡大和町

2 構造改革特別区域の名称

大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県黒川郡大和町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的特性

本町の面積は 225.59k m²で、町中心部を吉田川が流れ、東部域は平坦で田園地帯が広がっており、西部域は丘陵部を経て奥羽山脈に続き、裾野に連なる小高い山々は「七ツ森」と呼ばれ、町のシンボルとして町民に親しまれている。

また、本町は、仙台市から北に 25 kmの宮城県のほぼ中央部に位置しており、国道 4 号線や都市計画道路仙台大衡線、東北自動車道大和インターチェンジにより、町外からのアクセスもよく、仙台市内までの通勤圏内となる大和町南部の住宅団地を中心に町外からの転入者が増え、ここ数年で人口が大きく増加している。

さらに、平成 9 年には町内に事業構想学部や看護学部といった個性的な学部を有する県立宮城大学が開学し、本町に新たな側面が加えられるとともに、宮城大学の持つ知的財産や人的資源を活用した新しいまちづくりの展開も期待される。

(2) 経済的特性

本町では、これまで農業と工業を基幹産業とする農工併進のまちづくりを目指し、仙台北部中核工業団地をはじめとし、大和流通・工業団地、大和インター周辺流通団地、大和リサーチパークなど、大規模な工業用地、流通業務用地の整備を積極的に進めてきた。その結果、製造業を中心として企業立地が順調に進み、近年は、国内大手自動車メーカーが本町を含む周辺地域を製造拠点と位置付けたことで、運送業などの関連業種も含めた自動車産業の集積が加速している。

また、大和町南部の大和リサーチパーク内にも、高度電子機械産業関連製造業数社が立地しており、今後、こうした工業化の着実な進展に伴い、製造品出荷額の大きな伸びが見込まれており、雇用機会の拡大や所得の向上、地域経済への波及効果も期待される場所である。

一方で、大和町の中心部となる吉岡は奥州街道の宿場町の面影が残り、様々な商店が軒を連ねているものの、郊外型の大規模小売店舗の立地により、旧来からの商店街には閉鎖店舗が目立つ状況にもなっている。こうした商店街の衰退に歯止めを掛け、賑わいを取り戻すべく、平成 11 年以來、商店主らによる「大和まるごと市」が定期的に開催されており、本町の冬の風物詩で伝統的な縁結びの祭りである「島田飴まつり」は、商店街に大きな集客を呼び込むイベントとして定着している。

(3) 行政改革による効率的な行政運営の推進

本町では、より良い住民サービスの提供と簡素で効率的な行政運営と行財政の健全化に向け、歳出削減や経費の節減と合理化を図ることを目指し、これまで第三次にわたる行政改革大綱を定め、民間委託の拡大、指定管理者制度や事務事業評価制度の導入、組織の見直しを実施し、継続的な行政改革に取り組んできた。

また、職員定員管理を計画的に進めるため、平成 18 年度には集中改革プランに基づく定員適正化計画を策定し、平成 21 年度末までの 4 年間に職員を 7.8% (17 人) 削減する具体的な数値目標を掲げ、ここ数年のいわゆる団塊の世代と言われる年代の大量退職時においても、新規採用を抑制するなど、平成 22 年 4 月時点で計画目標以上の職員 (21 人) 削減を図ってきたところであり、人口の増加に伴い行政需要が増加している中であっても少数精鋭を基本とする人員配置を行っているところである。

(4) 保育サービスをめぐる現状と課題

町内の工業団地への大手企業の相次ぐ進出が決定された後は、町内住宅団地の販売が好調となり、それまではほぼ横ばいで推移していた人口が平成 19 年度頃を境に増加傾向に転じている。平成 24 年 3 月末の人口は 26,175 人と、5 年前の同時期から比較して約 2,300 人の増加となり、増加率にして 9.6% の伸びとなっている。

これら急激な人口の増加に加え、家庭内の就労形態の多様化、核家族化の進行に伴い、本町の認可保育所への入所待機は増加の一途を辿っており、町では、それらに対応するため、平成 23 年 4 月に町立保育所の増築を行い、定員を拡大 (15 人増) するとともに、民間の認可保育所の新設 (定員 75 人) により、公民合わせ、従来の認可保育所の総定員から 90 名分を増員し、待機児童の解消を図ったところである。

しかしながら、平成 23 年における本町の対千人の出生率が県下で最も高い値 (10.9 人) を示したように、高齢化率が減少するほどに住宅団地への比較的若い世代の流入傾向が続いており、平成 24 年 11 月現在の認可保育所の入所待機は、

予測を上回る70名にまで達していることから、待機児童を解消するための環境整備は本町の喫緊の課題となっている。

町では、待機児童を少しでも減らすために、保育所の受入れ可能定員近くまでの入所受入れを行っているが、児童の受入れにあたって不足する保育士については、臨時的任用職員により確保しており、平成24年4月現在においては、町立保育所における正職員の保育士が17人（うち2人は育児休業）、臨時的任用（8時間勤務）の保育士は22人、非常勤（パートタイム勤務）の保育士が15人という状況である。

また、平成25年4月には町立保育所2か所のうち1か所について、新たに民間の認可保育所に運営を移行させ、町立の認可保育所を1か所に集約する予定であるが、人口が急増している地域を抱えているため、町では、さらに児童を受け入れるため、敷地内に仮設保育室も新たに設置して対応することとしており、正職員の保育士を1か所に集約しても、待機児童を解消するためには、臨時的任用による保育士を配置することが必要な状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

前述のとおり、本町では核家族化の流れに加え、女性就業率の増加や低迷する経済情勢を反映して両親共働きの世帯が増加し、保育に欠ける児童が増加している。平成19年4月の認可保育所の入所児童は198人であったのに対して、平成23年4月には、民間の認可保育所の新設や町立保育所の定員拡大を行い、認可保育所全体の入所児童は290人に増加している。平成25年4月は、さらに入所児童344人を見込み準備を行っているが、それでも待機児童の解消は困難な状況である。

今後も、数年間はこの状況が続くものと予測されるが、保育需要に応じて安易に正職員を採用することは、将来的に人件費が町財政を圧迫することにもつながるため、保育ニーズピーク後の適切な定員管理を念頭に入れた対応が必要であり、不足する保育士については、臨時的任用に頼らざるを得ない状況が続く見込みである。

こうした中、本特例措置の適用により、臨時的任用職員の任用期間の延長が可能となることで、臨時的任用により勤務する者の雇用の安定が図られ、処遇改善にもつながることから、臨時的任用による保育士の確保も容易となり、安定的に人材を確保することが可能になることが見込まれる。

また、単年限りの任用から複数年にわたる任用が可能となることで、顔馴染みの保育士が引き続き担当することが可能となり、子どもや保護者との信頼関係の構築につながるとともに、安心して子どもを預けられる環境が整備され、もって、子育てに関する負担軽減と不安の解消が図られ、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

少子化の流れに歯止めをかけるため、多様化する保育ニーズへの的確な対応と子育て支援に関するサービスの拡充は、地方自治体にとっての社会的な要請になっている。加えて、本町においては、急激な人口増加に伴う待機児童の解消が急務であり、保育士の確保を始めとして、受入にに必要な人員体制を拡充し、安心して子どもを預けられる環境を整備していくことが必要である。

一方で、行政改革の観点からは、組織の簡素化・合理化、業務内容の精査を十分に行いながら少数精鋭を基本とする計画的な定員管理を継続しつつ、最小限の人員で行政需要への的確な対応を行うことが基本となるものである。

以上のことから、本町としては、構造改革特別区域計画により、人件費等の行政コストを増やすことなく、多様な保育ニーズへのきめ細やかな対応と保育施策の充実を図るため、次の目標実現に向けて取り組むものとする。

- ①保育に欠ける児童を可能な限り受け入れられるようにするため、町立保育所に保育士資格を有する臨時的任用職員を配置し、安定的な保育所運営を行い、待機児童の解消を図る。
- ②町立保育所における人員体制を充実させ、特別な配慮が必要な児童の受入れや子育てに関する不安や悩みの解消を図るための相談にも積極的に対応し、安心して子どもを預けられる環境を整備する。
- ③特例措置による任用期間の延長と並行して、保育技術の向上に関する研修を計画的に行い、人材育成の強化と保育サービスの質的向上を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の認定により、臨時的任用による保育士の確保が容易になることで、行政改革を推進と適切な定員管理に努めながら、保育士資格を有する人材を安定的に確保でき、多様化する子育て支援ニーズにも的確に対応することが可能となる。保育サービスを始めとして、子育て支援に関する施策が拡充することで、子育てと仕事の両立を支援し、女性の社会参加を推進するとともに、子育てに関する負担軽減や悩みの解消が図られることで、社会問題化している児童虐待の起こりえない家庭環境づくりにも資するものである。

また、本町においては、町内への企業立地が進み、就労の場も拡大していることから、それら就労環境の充実に加え、子育てしやすい環境整備が進むことで、若い世代の定住促進にもつながり、世代的な偏りの無い、持続可能な地域社会づくりにも寄与するとともに、豊かな自然に恵まれた大和町で、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、家族と安心して暮らしていくことで、「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和」の実現が図られるものである。

8 特定事業の名称

地方公務員に係る臨時的任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本町では、平成 22 年 3 月に大和町次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和」を基本理念として、多様化する保育ニーズへの的確な対応と子育て支援の充実を図るための施策、事業を推進しており、この計画の実現に向けても、特例措置を効果的に活用する。

[大和町次世代育成支援行動計画に位置付ける保育に関連する施策、事業]

- ・ 延長保育の拡充（延長保育時間の拡大）
- ・ 保育所での一時預かり事業の導入
- ・ 乳児、低年齢児保育の充実（乳児、低年齢児保育の定員枠の拡大）
- ・ 障がい児保育受入れ実践研修の実施及び障がい児保育の実施
- ・ 発達に遅れのある子どもへの総合的支援（個別指導、養育進路指導、関係機関との連携）
- ・ 保育所を活用した世代間交流、異年齢児交流、育児講座の実施
- ・ 保育所における食育の推進
- ・ 保育サービスの情報提供、子育て情報の発信（子育て情報誌発行）
- ・ 保育料の負担軽減（減免制度の検討）
- ・ 乳幼児医療費の助成拡充
- ・ 児童虐待防止の啓発
- ・ 男女が共に担う子育ての推進（父親の育児参加啓発）
- ・ 子育て支援ネットワークづくり（子育て支援サークル育成、情報交流の場づくり）
- ・ 子育てサポーターの育成
- ・ 地域子育て支援センターの設置

(別紙)

1 特定事業の名称

地方公務員に係る臨時的任用事業（４０９）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮城県黒川郡大和町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

大和町が町立保育所において任用している臨時的任用保育士について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、最大１年間の任用期間に特例を設け、任用の日から３年を超えない期間内に限り、６月を超えない期間で更新することができるようにするもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)構造改革特別区域法第24条第1項第1号に掲げる要件に該当すると判断した根拠（1号要件）

少子高齢化とはいえ、住宅団地への流入増加や家庭内の就労環境の多様化により、本町の認可保育所への入所希望者は増加しており、本町として、少しでも多くの入所待機を解消するためには、保育士資格を有する人材の確保が必要である。

現在、本町を含む、仙台市近郊の市町村においては、本町同様に待機児童を抱えている市町村が多く、待機児童解消に向けた国の緊急的な措置を活用した保育所の新設、増築が急速に進んでいる。こうした保育所の整備が進む一方、ここ数年は保育士の確保そのものも困難になってきている。

このような中で、毎年、次年度に必要な保育士を確保するため、任用期間が1年限りの臨時的任用職員の募集を行っても、本町への応募数は年々減少しており、保育所の安定的な運営に支障をきたす状況である。

また、本町の適切な人員管理及び行政改革の観点から、保育士の正職員採用にも限度があるため、不足する分については、今後も臨時的任用による人員確保が必要な状況である。

以上のことから、本町においては、当該の要件にも該当するものと判断し、特例措置による任用を行うことが必要であると考えます。

(2) 構造改革特別区域法第 24 条第 6 項に基づく必要な措置の内容

① 今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

本特例措置による臨時的任用の状況（人数、任用期間）について、人事行政の運営等の状況の公表にあわせ、広報紙及び町ホームページに掲載し、公表する。

② 職員の分限に関する条例案の提案

本特例措置による臨時的任用職員については、任用期間が延長されることに伴い、身分保障の見地から、通常 of 臨時的任用の期間を超えたときから適用可能なものとする分限に関する条例を整備するものとする。

③ 資格要件の制定

本特例措置による臨時的任用職員を任用する場合は、職の資格要件を定めることとする。